

市町村標準保険料率の仮試算結果について

大阪府市町村国民健康保険主管課長会議（10月25日開催）において、国民健康保険広域化に伴う市町村標準保険料率の仮試算結果が示され、本市におけるモデルケースで試算を行いました。

【試算による標準保険料率】

	【医療分】			【後期分】			【介護分】			モデル ケース 保険料	H29との差
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
平成29年度	8.24	25,080	17,340	2.78	7,800	5,400	2.53	12,840	—	370,100	—
H29. 2試算	8.79	34,970	24,976	2.60	10,455	7,467	2.41	12,190	6,292	426,100	56,000
H29. 10試算	8.28	27,911	30,618	2.65	9,009	9,883	2.50	17,078	—	401,900	31,800

【今回の試算条件（要旨）】

- ※試 算 年 度 平成 29 年度（新制度が適用されたものと仮定）
- 保 険 料 賦 課 割 合 均等割：平等割 = 60 : 40（本市は現在 70 : 30）
- 介護保険料賦課方式 2 方式（所得割及び均等割のみ）
- ※被 保 険 者 数 平成 29 年 2 月までの 3 年間から試算
- ※追 加 公 費 拡 充 分 平成 30 年度からの追加公費 1,700 億円のうち、子ども被保険者数に応じた交付金等 400 億円（大阪府は約 40 億円配分見込）のみ算入
- ※過 年 度 分 保 険 料 滞納繰越分保険料の 60%

※印の項目については、今後変動する要素があります。

【試算結果に伴う本市モデルケース試算】

試算結果の標準保険料率から、本市におけるモデルケース（所得 200 万円、4 人世帯）は平成 29 年度と比較し **31,800 円の増額**となります。